(第4号)

◇令和5年度寄居町国民健康保険特別会計

補正予算(第1号)

◇令和5年度寄居町後期高齢者医療特別会 計補正予算(第1

えことに対 光子さん(男

◇令和5年度寄居町一般会計補正予算 令和5年度補正予算 □6議案とも原案を認定 ◇令和4年度寄居町下水道事業会計利益の 処分及び決算 令和4年度寄居町水道事業会計利益の処 計歳入歳出決算 3頁をご覧くださ 年度決算 いては、

◇令和4年度寄居町一般会計歳入歳出決算 令和 4 年度寄居町後期高齢者医療特別会 令和 4 年度寄居町国民健康保 和4年度寄居町公設浄化槽事業特別会

条例の一部改正

◇寄居町家庭的保育事業等の設備及び運営 ◇寄居町放課後児童健全育成事業の設備及 改正について に関する基準を定める条例の

◇寄居町特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業の運営に関する基準を定める び運営に関する基準を定める条例の一部

₹3議案とも原案どおり可決

◇寄居町教育委員会委員の任命の同意につ

と

人事案件

健太朗 埃珠式会社

境整備分野の推進のため】

して】 【オリックス資源循環子ども未来基金の財源 児童福祉のため】代表取締役 有1

邦彦 様

様

一部改正に

様

一同 様

後児童等の健全育成および子育て支援の 均様 均様

/ 議会レポート

町議会第4回定例会(9月議会)が9月 1日から25日までの25日間の会期で開 かれ、令和4年度決算の認定など17議 案の審議が行われました。

問議会事務局(▼581·2121内線341)

▶令和5年度補正予算額

□2議案とも原案どおり可決

ありがとう善意の寄附

ただきまし

コンテナ・ボック!

井 幹雄様

四」を楽しむ会

80個

4年度決算の認定

(単位:千円)

	(+12.11.1)			
区分		補正前の額	補正額	総額
-	一般会計	13,271,878	401,526	13,673,404
特別会計	国民 健康保険	3,597,537	2,766	3,600,303
	後期 高齢者医療	486,204	8,711	494,915

₹2議案とも原案どおり可決

その他の議案

人権擁護委員の推薦につき意見を求める

社環境サ

原

ービス

のです 人権擁護委 木村親雄さん(牟 ん(露

◇寄居町議会会議規則の一部改正について ◇町道路線の廃止について

【学校教育のため】代表取締役山

山製作所 | 祐輔 様

章

様

問産業振興企業誘致課(▼581·2121内線413)

町の健全化判断比率等をお知らせします!

財政情報の公開と地方公共団体の財政の早期健全化を目的として『地方公共団体の財 政の健全化に関する法律』に基づき、町の健全化判断比率等を公表します。

問財務課(▼581・2121内線321)



健全化判断比率等の算定結果

令和4年度決算の健全化判断比率等の算定結果は、いず れも早期健全化基準、財政再生基準および経営健全化 基準を下回り、町の財政は健全な状況です。

▶健全化判断比率

財政指標	実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 比率
町の算定値	_	_	3.2%	12.5%
早期健全化基準	13.83%	18.83%	25.00%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.00%	

※実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字額がない場合「-」で 表示されます。

▶資金不足比率

会計名	水道事業 会計	下水道事業 会計	公設浄化槽事業 特別会計
町の算定値	_	_	_
経営健全化基準	20.00%	20.00%	20.00%

※資金不足額がない場合「-|で表示されます。

○健全化判断比率とは?

実質赤字比率

一般会計に赤字額がある場合、その赤字額の程度を指標 化するもの

連結実質赤字比率

町の会計全体で赤字額がある場合、その赤字額の程度を 指標化するもの

実質公債費比率

地方債の償還金等の大きさを指標化し、財政負担の程度 を示すもの

将来負担比率

......

一般会計が将来支払う可能性のある負担額を指標化し、 将来の財政負担の程度を示すもの

○資金不足比率とは?

公営企業会計に資金不足額がある場合、その額を事業規 模と比較して指標化するもの

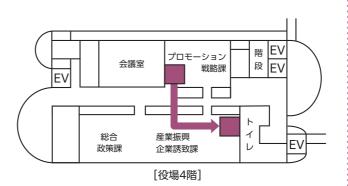
消費生活センターが移動します

町では、消費生活センターを役場4階プロモーション戦 略課の隣に設置していますが、11月20日(月)から同階の産 業振興企業誘致課の隣に移動します。現在の場所での業 務は11月17日金までとなりますので、ご注意ください。

▶移動先での業務開始

11 月 20 日 月 午前 9 時 3 0 分~

▶移動後の内線番号/▼内線456



都市計画の案の縦覧について

寄居都市計画の変更に当たり『都市計画法』第17条 に基づく都市計画の案の縦覧を行います。

都市計画の案の縦覧

▶縦覧内容/「寄居都市計画都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針」の変更案(埼玉県決定)

▶縦覧期間 / 11 月 10 日金~ 24 日金

午前8時30分~午後5時15分 ※土・日曜日、祝日を除く

- ▶縦覧場所/寄居町都市計画課、深谷市都市計画課、 埼玉県都市計画課、埼玉県熊谷県土整備事務所
- ▶その他/案については、埼玉県都市計画課ホームペー ジでもご覧になれます。

案に対する意見書の提出

- ▶対象/寄居町、深谷市の住民および利害関係人
- ▶提出先/寄居町都市計画課、深谷市都市計画課。 埼玉県都市計画課、埼玉県熊谷県土整備事務所
- ▶提出方法/提出先へ持参、郵送または埼玉県電子申請 届出サービスで提出してください。
- ※電子申請届出サービスの詳細については、埼玉県都市計画課 ホームページをご確認ください。
- ▶提出期限/11月24日(金)午後5時15分まで(期日必着)
- 問寄居町都市計画課(▼581·2121内線241) 埼玉県都市計画課(■048・830・5341)



